

孝明天皇紀

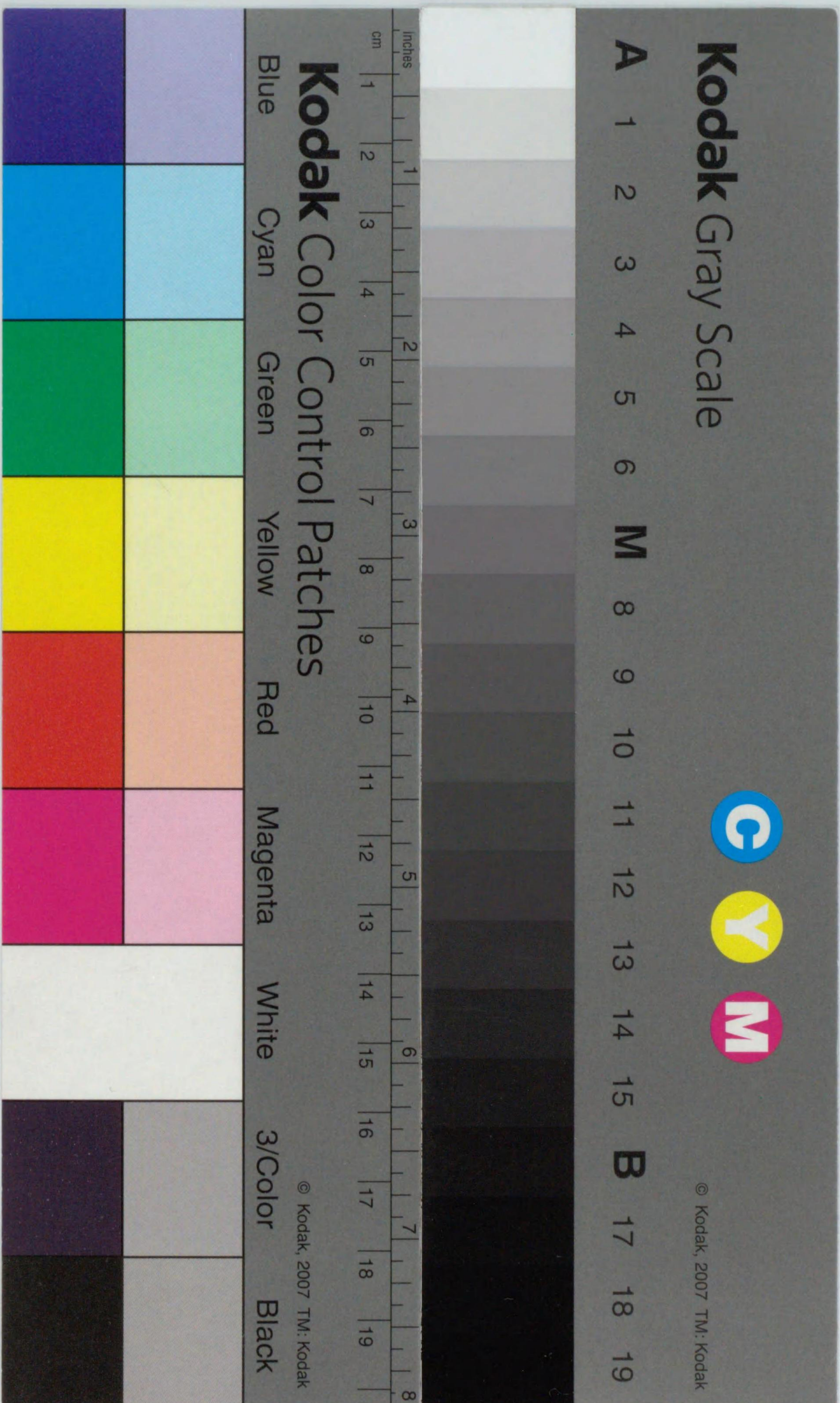
首卷下

849
1

換入

引用書目

附圖目錄



孝明天皇紀首卷下

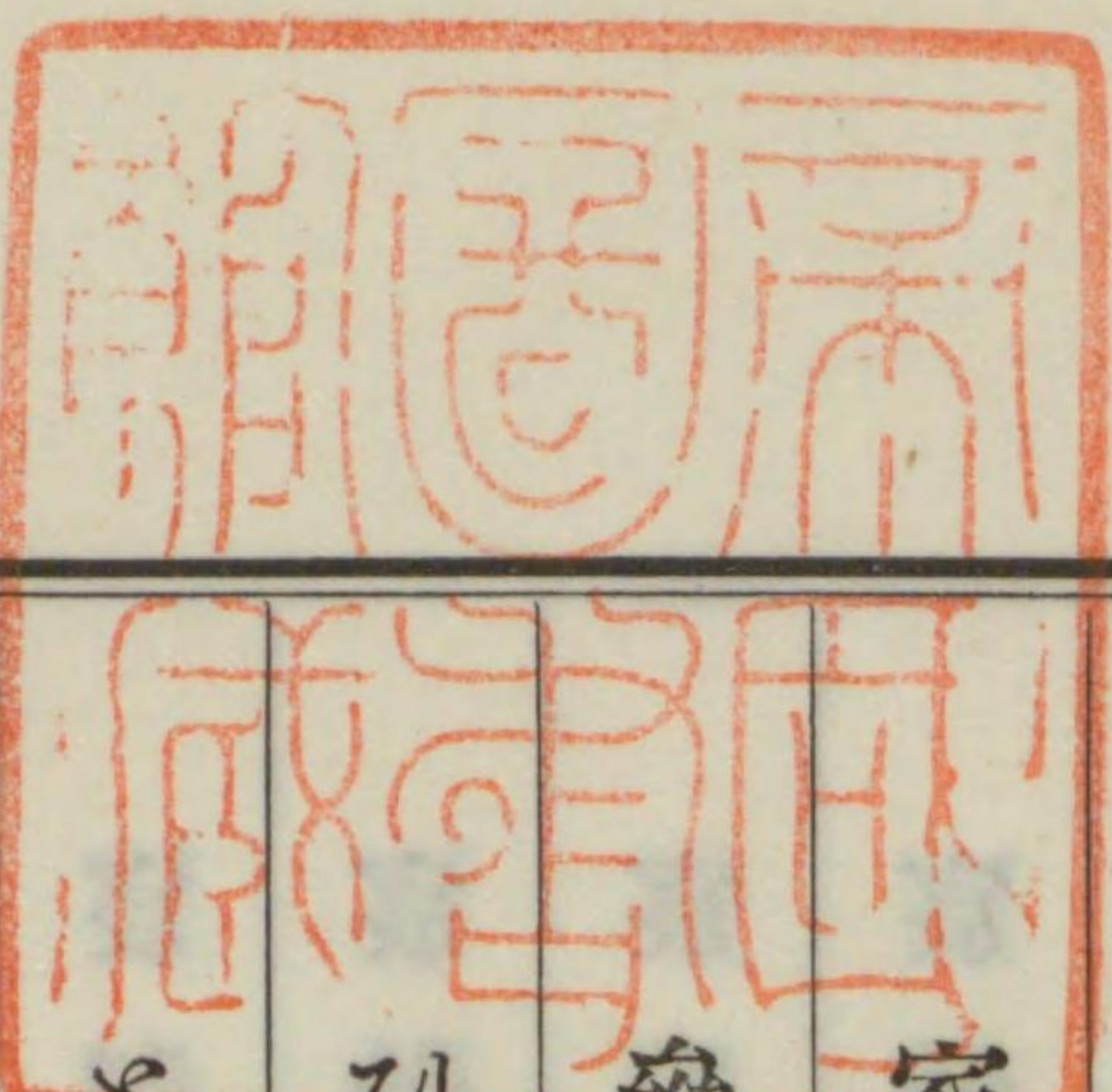
引用書目

左に列記の引書四百四十四種の外、雲井補略、
家傳、地下家傳、地下次第、武鑑等の類、旁證として
皇朝世系、歌部は皆略す、又本記に諸家の編纂、及
以民間の雜錄等を引は、素より欲せざる所、
其とも、諸奏役所の日次案、傳奏の公武御用日記、及
以國事記等、具備せざる年間、に於ては、已を得ず
其據も可き條を擇ひて、事實の情狀を補入り、
今此材料の闕乏せし所以は、嘉永甲寅の興元治
甲子の亂、明治六年の火に、公私の記録を亡せしが

孝明天皇紀首卷下

引用書目

左に列記の引書四百四十四種の外、雲井、補略、諸家傳、地下家傳、地下次第、武鑑等の類、旁證として参照せし數部は皆略す、又本紀に諸家の編纂、及び民間の雜錄等を引は、素より欲せざる所と雖ども、議奏役所の日次案、傳奏の公武御用日記、及び國事記等、具備せざる年間に於ては、已を得ず其據る可き條を擇ひて、事實の情狀を補へり、蓋今此材料の闕乏せし所以は、嘉永甲寅の災、元治甲子の亂、明治六年の火に、公私の記録を亡なひ、



849
1



或は時勢の變遷に隨ひて、機密の文書を燒棄し、
或は王公以下東京に移居の際、舊記の散佚せし
もの多きに由る、然れども猶未だ搜索の遺漏を
免かれざるものあらん、偏に後の補闕を俟つ、

宸記

宸翰

宸筆御製

宸翰寫

伊勢大神宮宣命寫

賀茂祭宣命辭別寫

賀茂御祖神社記

賀茂別雷神社記

賀茂社行幸次第

賀茂祭申沙汰記

柳原光愛記

石清水臨時祭宣命草寫

石清水社宣命寫

石清水社記

石清水社行幸次第

内侍所御神樂御劍出仕備忘

滋野井實在記

宇佐使發遣次第

宇佐使宣命寫

春日祭次第

春日祭舊儀再興記

松尾祭再興記

大原野祭儀

祇園臨時祭再興記

祇園臨時祭勅使記

北野臨時祭次第

畝火山東北陵修造宣命草

神武天皇山陵使宣命草

神武天皇山陵使宣命寫

神武帝山陵奉幣使參向記 野宮定功記

神功皇后山陵使宣命草

伊勢公卿勅使發遣日時定次第

伊勢公卿勅使發遣之儀

伊勢宣命使長官參向記 柳原光愛記

伊勢宣命使次官參向記 橋本實梁記

神宮滯在中御用雜誌 橋本實麗記

例幣宣命

例幣發遣次第

例幣使王備忘 兵庫寮河越任賢記

宮廳記錄 神宮司廳

東照宮文書

公卿勅使發遣文書寫

神號神階宣下次第

宣命位記寫

神階抄

唐橋家本

宣命抄

同上

鎮魂祭之儀

大嘗會式

大嘗會御調度御覽之儀

國郡卜定次第

大嘗會行事所始日時定等次第

大嘗會由奉幣次第

大嘗會文書寫

大嘗會神饌御用雜記

一條家藏

大嘗會悠紀行事辨記

裏松左中辨恭光記

大嘗會傳奏奉行備忘

同上

御禊次第

悠紀所拔穗使參向記

主基所拔穗使參向記

大嘗會卯日次第

辰日節會次第

巳日節會次第

豐明節會次第

豐明節會當日備忘

安政三年九條關白記

官東廳代儀次第

清暑堂神宴拍子合之儀

清暑堂神宴御陪膳次第

新嘗祭次第備忘

安政四年九條關白記

新嘗祭參仕備忘

萬延元年滋野井實在記

伊勢多賀御使記

執次小佐治光文記

立親王宣下次第

立親王雜記

立太子備忘

廣幡大納言基豐記

皇太子御元服召仰次第

皇太子加元服式



皇太子御元服次第

御元服詔書

御元服備忘

久我中納言建通記

東宮御元服陣頭參勤之記

信濃小路季重記

踐祚次第

即位由奉幣等日時定次第

即位由奉幣發遣次第

即位由奉幣宣命寫

御即位式

御即位次第

御即位宣命寫

御即位散狀

御即位御下行帳

御書始次第

年中御祝御盃次第

諸儀雜集

公事次第

踏歌申沙汰雜誌

葉室權右中辨長順記

開關解陣次第

渡御倚廬次第

還御本殿次第

音奏警蹕如元吉書御覽等次第

因幡堂勅會次第

山門法華會參向雜誌

坊城左少辨俊克記

慈覺大師千年忌申沙汰記

葉室頭辨長順記

立太后召仰儀

立太后次第

院號定次第

門號宣下次第

准后宣下本宮次第

敏宮御移徙次第

姬君賜位記之儀

嘉永元年入內儀

准后御移徙飛香舍儀

降誕宮御在所劍使儀

祐宮御降誕雜記

御浴殿始儀

女一宮內親王宣下宣旨寫

女御宣下宣旨寫

准后宣下宣旨寫

御產御用日時記

日時勘文留

日時勘文御用記

天變地妖勘文記

御調度使備忘

御調度御覽備忘

小朝拜之儀

御代始改元記

改元詔書

元治元年改元記

造內裏御用帳

修理職奉行記

造內裏申沙汰記

柳原左中辨光愛記

御裝束始次第

遷幸新造內裏次第

新造內裏大殿祭次第

神祇官奉大麻次第
陰陽頭進退
水童扶持辨進退
水童堂上扶持藏人進退
門府陣并結替
少納言鈴奏次第
供五菓次第
宜陽殿饗次第
殿上饗并御前次第
東庭下御次第
殿上名謁次第

下格子次第

上御格子次第

大笠宣旨次第

遷幸供奉色日記

安政御造營圖志

安政御造營志

安政新內裏造營細記

安政御造營記

檢非違使勢多章甫記

太政官符

文久三年二月
德大寺家藏

太政官符寫

御府文書

議奏役所文書 一名京都御所書類

內覽文書寫 九條家藏

當職內覽中之記 近衛家藏

久邇宮文書

久邇宮國事文書寫

山階宮國事文書寫

和宮女房奉文寫

國事回達寫 近衛家藏

國事御用日次記 以下三部九條家藏

國事文書寫

國事傳達書

國事要錄 中山家藏

國事關係書類 同上

國事書記御用備忘 橋本實梁記

近衛家文書

九條家文書

三條家文書

中山家文書

葉室家文書

久世家文書

桑原家文書

島津家文書 薩摩

毛利家文書 長門

伊達家文書 仙臺

堀田家文書 佐倉

津輕家文書 弘前

長岡家文書 肥後

大久保家文書 薩摩

出納文書寫

土津神社文書 岩代耶麻郡

永平寺文書 越前

公卿奉答書寫 九條家藏

忠成公年譜所載文書

三浦吉信所藏文書 若狹藩士

鎌田正夫所藏文書 薩摩藩士

日次案 議奏役所記

公宴御會寫

公卿補任

言渡 議奏役所記

議奏記錄 因大藏書

議奏記錄拔萃 原題拔萃

議奏御用之記 廣橋光成記

外樣言渡

武家傳奏記錄 原題二條往來

二條往來 廣橋家藏

傳奏御用帳 同上

御學問所南庭蹴鞠記

御痘瘡之記

大樹公參內次第書

劍璽取樣祕抄 滋野井實在記

節會次將私要抄 中院家藏

當時年中行事

藏人所年中行事雜誌 中御門經之記

和歌御會奉行雜誌 坊城俊克記

近臣心得條條

學習院建白留

學習院雜掌記

御評議箇條

非藏人日記

執次日記

長橋局記

御內儀日記

儲君御乳人記

尊融親王御記 青蓮院宮

朝彥親王御記 賀陽宮

尚忠公記 九條

尙忠公手錄

忠熙公記 近衛

實萬公記 三條

實萬公手錄

實萬公幽居日記

忠香公手錄 一條

璞記抄 一條忠香記

基豐公記 廣幡

公純公記 德大寺

光成公記 廣橋

後勁槐記 廣橋大納言光成記

橘氏は定日記

忠能卿記 中山

忠能卿手錄

聰長卿記 東坊城

通理卿記 久世

通熙卿記 同上

通熙卿手錄

俊明卿記 坊城

俊克卿記 同上

示羊記 野宮大納言定祥記

定祥卿手記

定功卿記 野宮

定功卿手錄

定功卿備忘

顯孝卿記 葉室 原題 儲君三卿備忘雜誌

隆光卿記 柳原

光愛卿記 同上

實久卿記 橋本

實麗卿記 同上

愛長卿記 甘露寺

胤保卿記 廣橋

言成卿記 山科 原題 雅俗日簿

公績卿記 四辻

重胤卿記 庭田

晴雄卿記 土御門

隆祐卿手錄 八條 原題 攘夷雜誌

隨資卿手錄 豐岡 原題 三益堂隨筆

能通卿記 六角

正房卿記 萬里小路

博房卿記 同上

光暉卿記 日野西

勝長卿記 甘露寺

行遠卿記 石井

菅葉 五條中納言爲定記

蘭佩曆 長谷刑部卿信好記

阿野侍從記 阿野公誠記

通善朝臣記 梅溪

實在朝臣記 滋野井

顯彰朝臣記 勸修寺

經理朝臣記 同上

任長朝臣記 東坊城

爲榮朝臣記 五條

大內記爲政朝臣新作留 桑原

大內記夏長朝臣新作留 東坊城

有栖川宮系譜

有栖川宮日記

伏見宮日記

久邇宮親話聞書 京都人木本氏好筆記

久邇宮家記

青蓮院宮日記

忠成公年譜

三條實美公年譜

近衛家記

九條家記

二條家日記 原題内々番所記

久我家記 建通日録

嵯峨從一位手録

續愚林記 嵯峨實愛記

三條西季知筆記

中山家記録 原題和宮御書類

正親町家記

正親町家譜

正親町實徳手録

東久世通禧手録

長谷家記 信篤日録

長谷信成手録

白川資訓手録

藤波家記

吉田家日記

土御門家記

六角家記

六角家叢書

宰相典侍嗣子文通留

宰相典侍嗣子記 原題心覺

中將内侍房子記

高野保子手記 舊勾當内侍

御厨子所小預記

御厨子所番衆記

公用略雜記 御藏小舍人粟津職敬記

右近衛廳頭代記 同上

執次詰所記

御茶壺之記

御茶詰雜記

函底叢書

薩州御往反始末

長州御往反始末

奉勅東下記 毛利家藏

官武間周旋記 同上

回文留

武家吟味書

探索書

本願寺記

大谷派本願寺記

安禪寺良寶大僧都記

濟範法師一件

井伊直弼公用方祕錄

徳川家記 水戸

細川家記 肥後

前田家記 加賀

毛利家記 長門

伊達家記 仙臺

黑田家記 筑前

池田家記 因幡

蜂須賀家記 阿波

津輕家記 弘前

明石藩記 在江戶家老日記

明石藩海防掛記

松平容保手錄 會津

松平家譜 同上

松平家記 津山

脇坂安宅日記 龍野

堀田家記 佐倉

堀田家譜 同上

上杉家記 原題 曦山公上洛記

大村家記 肥前大村

撥雲錄 桑名松平家藏

重德卿事蹟 大原

姉小路公知傳

烈公行實

水府事情探聞書

毛利敬親事蹟

毛利贈正一位略傳 原題忠正公略傳

德川慶勝履歷 尾張

阿部伊勢守事蹟 一名懷舊紀事

紹述編年 島津久光事蹟

慶光院由緒概略 伊勢宮橋家記

幕府用留日記

上洛日次記

壬生輔世記 官務

平田職寅日記 出納

平田職修日記 同上

左少史定厚記 山口

右大史亮功記 山名

勢多章武記 檢非違使

勢多章甫筆記 同上

小野職定日記 舊主殿寮

小野職保日記 同上

村井政禮日記 所衆

村井政禮手錄

土山武宗日記 以下三人執次

渡邊珍鏘家記

小佐治光文日記

小佐治光文雜記 原題親王様御用雜記

大隅正徵日記

御厨子所

富田大和守公美記

春日社司

鴨脚秀靜日記

鴨社司

東儀季誕日記

以下六人樂所

辻近陳日記

辻則正手記

芝葛房手記

安倍季資家記

東儀季熙家記

松尾相德手錄

非藏人

松室禮重日記

同上

松室禮重手錄

谷森種案手錄

舊諸陵寮

淺野梅堂雜記

京都町奉行淺野長祚記

朝野纂聞

同上

朝野纂聞別錄

同上

川路聖謨日記

幕府勘定奉行

松浦孝顯手錄

有栖川宮侍

鎌田正純日記

薩摩藩士

本多四郎筆記

會津藩士
原題世話集聞記

北原雅長私記

同上
一名守護職小史

足立正聲手錄

因幡藩士

黑川秀波筆記	平戶藩士
世古延世雜記	伊勢松坂人
錦所名目鈔	山田以文著
錦洞筆記	櫻井能監記
禁中行事紀聞	高階經德等編輯
先朝紀略稿	修史館編修
溫恭院實記	
昭德院實記	
逸事史補	松平慶永記
昨夢紀事	越前藩士中根師質編修
再夢紀事	同上

續再夢紀事	越前松平家編修
回天實記	土佐藩士土方久元記
開國起原	伯爵勝安芳編輯
開國始末	神奈川縣平民島田三郎著
官武通紀	仙臺伊達家本
時事雜纂	仙臺藩醫羽生致矯編輯
元甲日錄	羽生致矯記
坤儀革正錄	大垣藩士市川東巖編輯
慶應記事	秋田人賀川勝敏編輯
義舉錄	舊岡藩士小河一敏著
安政五年雜錄	滋野井家藏

安政雜記

藤川寬編輯

安政紀事

舊水戶藩士內藤心叟著

文久記事

文久癸亥筆記

舊因幡藩池田家記

元治記事

明治前記

舊水戶藩士鈴木大著

戊辰始末

舊桑名藩士岡本武雄著

七年史

舊會津藩士北原雅長著

京都守護職始末

男爵山川浩編輯

磐錯錄

舊會津藩士佐次治太郎著

嘉永明治年間錄

吉野眞保編輯

文久見聞錄

記者不詳

文久咄聞集

以下六部記者不詳
京都尊攘堂所藏

文久雜聞錄

見聞集雜記

見聞雜誌

翁草見聞集

雜書集

維新史料

野史臺發行

史談速記錄

史談會發行

殉難錄稿

地誌提要

本朝高僧傳

異船一件 東坊城家藏

墨夷一條書留 正親町實德手寫本

外國事件

各國條約書

合衆國書翰譯文

曆 自天保二年
至慶應二年

兩曆對照表

通計四百四十四種

附圖目錄

并略解

恆例臨時の公事繪様は、先年舊儀取調掛の上進あり、因て此圖は既製の畫題と同じきものあれども、其繪様は重複を避け、公事の恆例臨時を別たす、編年の序に従ひて、材料を本紀の原文に採り、なほ足ざる者は、前後の類例に照してこれを作る、蓋圖案は初め七十餘種を製して、其事實を考へ取捨して此三十五圖を選す、然れども事々皆四十年已往の舊儀に係るを以て、調度の形狀、衣服の色目等、其眞を寫し得ざるものあらん、既に淨寫の後これを檢出せし類は、此略解に於て

其失を辯す。

親王宣下上卿御名字披見圖

天保六年九月十八日

此所は陣の座なり、或は左仗と曰ふ、紫宸殿東北廊の南に接し、東軒廊と南北相對す、立部と柱の間より見えたる北の戸は崇明門、其東にあるは宣仁門、其南の折部は宜陽殿の西面なり、次第の本文に、先諸卿著_ニ仗座、次上卿移_ニ著端座、次令_ニ官人敷_ニ軾、次職事著_ニ軾下_ニ御名字、次上卿披見_{カケテ}結_{マラス}申_{カケテ}職事仰_{カケテ}可_{カケテ}爲_{カケテ}今_{カケテ}上親王之由_{カケテ}云々とあり、結申とは束ね讀むの意なり、奥の座に參著の諸卿は、醍醐大納言輝弘卿、廣幡大納言基豐卿、久我中納言建通卿、山科中納言言知卿、横敷座に南を上

首として著せるは、梅小路參議定肖卿、飛鳥井參議

兼左兵衛督雅久卿なり、

參議は帶劍の官にあらざれども、此兼官有_ニ故に圖

の外、無_ニ文とすべきを有_ニ文とせしは誤れり、端の座に

ありて御名字を披見せる上卿は、九條右大臣尙忠

公、下襲の紋の立菱は攝家たるに由る、他家は横菱

臣一丈三尺、四位大納言一丈二尺、六位納言一丈、參議散

位各八尺、四尺、七尺、五位六尺、六位五尺なり、各腰よ

はり度より、但檢非違使、別當、及ひ踵を限とす、軾に著き

たる奉行職事は、萬里小路頭左中辨正房朝臣、圖の

官人、其人の兵具を帯びたるは將監なるが故なり、

此解の書例、大臣には公、三位以上には姓を加ふ、因て引

用せる公卿等の記も、皆當時の官位に從ひてこれを書し、其記文を略せし所は、云々の二字を用ふ。

親王宣下親族拜參列圖

天保六年九月十八日

此所は紫宸殿の西北にある明義門の西廊にして弓場と稱す。廊中の門は崇仁門にして、其扉面にかけたる横木を弓立と曰ふ。西方の門は殿上小板敷の東にある無名門にして、明義門と東西相對す。空柱の西方にある唐戸は下侍の南の戸にして、月華門回廊内の北端にあり。參列の七人は陣の公卿に同じ。此圖は次第の本文に、次親族拜近代不立親疎各列上卿以下進弓場拜舞以頭藏人終退出云々、また久我中納言の手録に、次第列立北以上西一面大頭左中辨正

房朝臣出逢、上卿奏事之由一揖諸卿不揖職事答揖、

奏聞了職事歸出、告聞召之由、上卿答揖、次上卿以下

拜舞是則親族拜也、其儀置笏地上、起左右了、云々、とあるに據る。

立太子節會内侍臨東檻圖

天保十一年三月十四日

此所は宜陽殿西廂の壇上と紫宸殿東階の間にある廊にして、これを東軒廊と曰ふ。廊中の東妻にある方石は、古制に由て石橋を形どりしものなり。此圖は立太子次第に、天皇御南殿云々、次内侍臨東檻、次内辨稱唯云々とあるに據る。内侍の檻に臨むは内辨に召を告るなり、宜陽殿壇上の兀子の前に立

てる人は寸なはち内辨九條右大臣なり、内侍歸入の後、内辨軒廊の西第一間に進める時、内記宣命を
持て従ふ、内辨宣命を笏に取副へ、階下に一揖昇殿
せらる。

立坊宣命拜舞圖

天保十一年三月十四日

此所は紫宸殿の前庭なり、或は南庭と曰ふ、南殿の階は十八級あり、主上は底の大床子御座に御す、第三間に見ゆる兀子は内辨の座なり、櫻花の後ろに見ゆる廊は寸なはち東軒廊、其南北行にある門廊は日華門にして、月華門と東西相對せり、また宣命の版の南に在る版は尋常の版、此版より去南七尺

東折二丈五尺の所に内辨の標あり、此標より去南

七尺にして、大納言以下異位重行の標を設く、

版は木製

にて、豎一尺四寸、横八寸五分、厚七寸二分、標は巾四寸八分、角にして、長さ二尺五寸なり、參列の人は此標を立つ、こゝに標ありて人なき所は、宣命使本列

を離れて、宣命の版に就ける後なるが故なり、次第

の本文に、天皇御南殿中近仗引陣不設云々、次外辨

參列標下異位重行次内辨召宣命使給宣命、次宣命

使降立軒廊、次内辨降殿就標、次宣命使就版、宣制一

段群臣再拜又一段群臣再拜、次宣命使復本列云々、

また山科言成卿の記に、主上御南殿底南大床子御

座、次將不稱警蹕依簾中云々、内辨昇殿、經南簀子入

南庇二經東著兀子北面云々、宣命使參上昇東立南箕子

二間有揖、内辨賜宣命云々とあり、宣命使は柳原中

納言隆光卿、内辨は九條右大臣尙忠公、外辨は醍醐

大納言輝弘卿、一條大納言忠香卿、廣橋中納言光成

卿、四條中納言隆生卿、六條宰相中將有言卿、萬里小

路左大辨宰相正房卿なり、階前の武官は左右中少

將、これを近仗或は次將と曰ふ、官次によらず位次

に依て陣を引く、鉾の幟の紫は中將、赤は少將なり、

裝東の縫腋、卷纒の綾壺、胡籙等は言成卿の記に據る、

西に立てる次將の弓を右手に執れるは、其左方御

前なるが故なり、他圖にも、階の東西斜に二行の疊

亦此例あり、後一々注せす、を敷たるは、東は辨少納言外記史等、西は侍臣藏人

等の座なれども、其實これに著せず、また此圖の櫻
樹に今の如き透垣スエを設けざるは、安政新造内裏の
以前なればなり、

昭陽舍節會勸盃圖 天保十一年三月十四日

此所は昭陽舍シヨウヤウの殿上テンジョウなり、小御所の東廂を以てこ
れに擬せらる、圖は次第の本文に、公卿著殿上、豫設
饗於臺盤、次一獻、大夫起座勸盃云々、また久我建通
卿の記に、次右大臣以下參進著殿上座、右大臣端 傅
端 權大納言 與 大夫左大將 端 一條大納言 端 權中納
言 與 予 與 四條中納言 端 右衛門督 與 新宰相中將 與
左大辨宰相 端 云々、各著座了、大夫輔熙卿一揖起座

云々、於右大臣座下上板敷勸盃、瓶子取愛長云々、勸盃

了復座之後、關白經簀子著座とあるに據る、記中の端は東

方方方方與指は西また立坊傳奏廣幡基豐卿の手録に、大進

愛長取瓶子云々、不酌時右手如抱持之、取酌時以左

右手如合掌持之とあり、朱紱の袍、石帶の平づけは、

此人當時五位の藏人檢非違使なるが故なり、

昭陽舍晝御座御膳圖 天保十一年三月十四日

此所は小御所の南廂を以て昭陽舍の晝御座に擬

せらる、朝御膳供進の儀は、廣幡基豐卿の手録に、先

女房召六位進江權少進大仰御膳之事云々、次大夫向

鬼間代、跪挿笏宜先是於便昇第一不加鬼間代御臺盤預

馬頭盤四位益供進行經鬼間代障子、大夫稱昇居御

座前退四位大夫留候、裾下次五位益供六位進等、昇第二

不加鬼間代御臺盤、經鬼間代障子御座東間簀子等、渡

御前昇御座西間、居第一御臺盤西方云々、次四種御

盤、次御飯、次第三御盤、有蓋次御酒盞、不居次第四

御盤、五次第五御盤、御酒器等次第六御盤、九次第七

御盤、四種以上土器云々、已上供御臺盤儀如内裏儀云々、次

六位進參臺盤所簾下、啓御膳供訖之由云々、次春宮

出御于晝御座、御直衣女房沙汰、關白候御座西、次春

宮令取御三把給、立御箸於御飯、訖入御云々とあり、

時に東宮御歳十、御元服以前なるを以て御髮御總

角なり、陪膳の大夫は鷹司輔熙卿、傳は近衛忠熙公。

關白は鷹司政通公なり、本文に大夫稱警蹕とある

なり、又令取御三把給とある御三把の事は、玉食供進抄に、宗恆朝臣勘文所用字甚紛々、三飯禮記曲禮

三把江家次第侍院次羣要散飯寶德三年陪膳記最花

三把雜事抄建正院次羣要散飯寶德三年陪膳記最花

子冠禮者出禮記曲禮注疏曰、三飯謂三食也、最花者天

蓋左波者佛語、而假借歎和訓注解不分明也、抑取最

花儀、按出本源、異朝祭酒食儀也、論語鄉黨云、雖疏食

榮羹之地、以祭先代、始為飲食之、人云々とあり、豆

問之、地、以祭先代、始為飲食之、人云々とあり、豆

此所は小御所の南廂なり、御座以下の敷設等は次

第の本文に、昭陽舍代南面垂母屋御簾、捲廂御簾、撤

畫御座、更副母屋御簾、東西行鋪、纒、綱、端、疊一枚、其上

皇太子御書始圖

天保十四年二月廿三日

此所は小御所の南廂なり、御座以下の敷設等は次第の本文に、昭陽舍代南面垂母屋御簾、捲廂御簾、撤畫御座、更副母屋御簾、東西行鋪、纒、綱、端、疊一枚、其上

敷龍鬢地、鋪唐錦茵等為御座、其上敷出雲筵、今度被略之文

化同其上立黑漆書案、敷紙二枚、安御注孝經并點圖

角筆等、御座西間南簀子倚西敷菅圓座為侍讀座、其

東副高欄敷同圓座為尙復座、同簀子御座東間副高

欄敷兩面綠端疊等為關白以下公卿座、簀子鋪紫端

疊為侍臣座云々、先公卿以下參集云々、次出御青色御袍

無御帶、劍、令、持、御笏、給、傳候御簾、次亮奉仰召公卿、次公卿參上

著座、各執次侍臣著座、次侍讀參進、其路入自幔門、經

南庭昇西假階著座、到御書案下披御書點圖等復座、

次侍讀尙復披私書、大臣以下從之、次尙復唱曰、文吳音

次侍讀讀曰、御注孝經序、漢音次尙復曰、古々万天、儲皇

令讀件五字給、次尙復又讀件五字、次侍讀尙復卷書起座、經本路退下、此間大臣以下卷書、云々とあり、侍讀は唐橋少納言兼侍從在久朝臣、尙復は桑原大内記爲政朝臣、共に東宮學士なり、侍讀の帶劔せるは侍從を兼るゝ故なり、五條爲定卿の記に、禁中昇殿之時撤却勿論也、於昭陽舍代者、帶劔之儘昇殿雖進于東宮御前不撤却とあり、著座の人々は、關白鷹司政通公、傅近衛忠熙公、大夫鷹司輔熙卿、權大夫久我建通卿、權中納言葉室顯孝卿、宰相中將野宮定祥卿、亮烏丸光政朝臣、權亮正親町實德朝臣、權大進廣橋胤保、少進池尻胤房、權少進北小路大江俊常なり、俊

常は六位藏人の極蔭なれば、袍は麴塵を著するを例なれども、是日春宮の御服青色なるを以て位袍を著せり、位袍の色目、黒は四位以上、緋は五位、緑は六位也

皇太子御元服御參入圖

弘化元年三月廿七日

其一

此所は紫宸殿の良より内侍所の乾に渡る十八間廊の假階にして南に面す、西方の門は敷政門にして、紫宸殿の東、宜陽殿の北に在り、敷政門の北に見ゆるは、床子の座にして、辨官外記史等の著する所なり、假階前の幔門内より敷政門の間筵道を敷て布單を加へざるは、加元服式の本文に據る、此圖は

久世中納言通理卿の記に、各下殿云々、於屏幔外各懸裾於劍頭、次第氣色入屏幔内列立、依以下不筵道巽角西上北面云々、主殿官人二人開幔門御前云々、大夫昇假階、褰御簾、東宮立御、關白太政大臣候扶持、右大臣九條尚參進執御裾、女房此間公卿以下蹲居、地下輩平伏、令降假階、給之間、先帶刀平裝束四人以爲先進下次學士桑原大内記爲學士唐橋少納言在久藤、先亮親町中將實徳亮鳥丸朝臣辨光權大夫我久中納言大夫鷹司左大臣將左熙方を以て上首とす、小建通卿、皇太子御總角、黃丹闕腋、小葵私注下亦これに倣ふ、御下襲裾、御帶有文、御半臂紫檀地螺鈿劍、紫緋緒鞋、右大臣關白垂令來

列邊給之間跪地敬屈了相從、御筵道三條大納言實卿一條大納言忠香予理源宰相綾小路新宰相中將中山忠源三位中將廣幡忠大進資宗日野辨廷尉權大進胤保廣橋侍少進胤房池尻殿上人光愛柳原把帶劔豐房清開寺大通善梅溪侍從藏人大江俊常同把帶劔豐房清開寺大通善梅溪侍從藏人大江俊常同故兼中務大陣頭四人侍者後陣帶刀二人帶刀之沓帶劔頭各五位皆地下の輩なりとあるを主とし、胡籙は左方に著くるの一説て他の記文を參酌す、あれども本圖は皆普通の一例に據はて右方をとす、蓋しく樂といふ床子を避て砌外に蹲踞せるは、辨裏松恭光朝臣及ひ左大史大外記なり、前列に懸けたる亮は、職事なればなり、四位にして据を上一重前に懸けたる亮は、職事なればなり、四位にして据を上一

二重、五位六位一重とす、後列のは大進日野資宗の朱
絨の闕腋を著し、裾の纒著なるは、檢非違使右衛門
目權佐なる通理卿の記に據る、東色

其一

此所は紫宸殿の東階に接する軒廊なり、圖は橋本
實久卿の記に入御敷政門、御共公卿權大夫宮司等、
留敷政門外、傳預於陣後、著靴、從敷政門内御前行云
云、また橋本實麗朝臣の記に、入御敷政門、自此門令
扈從公卿留門内、傳大夫等前行留軒廊、傳東二間、
間あり、間は柱と柱との間を謂ふ、軒廊は五令經宣仁
殿昇云々、とあるに據る、皇太子の御左は鷹司關白、御

右は九條右大臣、北面して留まれるは、傳近衛忠熙
公、大夫鷹司輔熙卿なり、

御元服圖

弘化元年三月廿七日

此所は紫宸殿の母屋と南廂なり、圖は加元服式に、
御帳東南一許丈立倚子敷毯爲皇太子尋常御座云
云、東第三間御帳東邊設元服御座、南面立御倚其南
二尺餘立小倚子、無毯其左右分立置物机
二脚、東机、唐匣、無臺、西云々、南廂東第三柱北、掃部寮
立紫兀子、加冠人其東相去四尺立黃兀子、理髮人云
云、時刻天皇出御帳中倚子、女藏人持御冠、納置加冠
御座左置物机、次皇太子經敷政宣仁兩門東軒廊、昇

自東階著尋常御座給、加冠理髮人到軒廊洗手、共昇殿先著兀子云々、次皇太子移著加冠御座給、次理髮人著小倚子、束髮既畢、稍退立東方西面加冠人起座、取御冠當左置物机南邊、磬折而祝曰、以歲之正以月之令咸加其服、以成其德、萬壽無疆、承天之慶、即著倚子、脫空頂黑幘、加冠訖云々、とあるに據る、加冠は傳内大臣近衛忠熙公、理髮は春宮權大夫久我建通卿なり、御冠の紋は例に由て加冠の人の冠紋を用ひらる、宸儀は黄櫨染の御袍、其御左にあるは劔璽、御右は式宮なり、

御元服晴御膳供進圖

弘化元年三月廿七日

此所は紫宸殿なり、圖は加元服式に、次所司參上改殿上裝束、更設宴座一如節會、内膳造酒辨備御膳并御酒器、主膳辨備皇太子饌臺盤不用敷物、大膳立臣下臺盤、造酒司立酒器、坊司率所司辨備群臣饌云々、また橋本實麗朝臣の記に、御冠禮了、皇太子入御改換御服所、加冠理髮人退下、次皇太子改御袍黄丹縫腋御袍著御靴、給云々、天皇入御、次所司改御裝束如節會云々、天皇著御帳中御倚子、近仗稱警蹕、次皇太子參上給、給帶劔笏給御靴、今度傳被供奉如初云々、次采女供主上御膳、十二種、次供皇太子御膳云々、次御箸鳴、次皇太子令立御箸給、臣下應之、次又供主上御膳、進物所御厨、次供皇

太子御膳云々、次一獻、先采女供主上御酒盞、次供皇太子御酒盞、乍盤令取次羞諸卿、給云々とあるに據る、本文に稱警蹕とあるは、警蹕と字音の如く稱ふるなり、出御の時、は、ケ、ヒ、ケ、の音、長し、ケ、の音、短ふ、圖の南廂に備へたる御酒器は、御盞、杓、酒海、鳳瓶、青瓶子、炭斗、火爐、鎗子なり、

皇太子御拜觀圖

弘化二年正月二日

此所は清涼殿なり、或は中殿といふ、野宮定功朝臣の記に、正月二日儲皇御拜觀、今度御再興也と見え、また橋本實久卿の記に、東宮於昭陽舍代朝餉、アガヒ著御御服、木地螺鈿御劍、紫綵云々、次御出清涼殿、其御列先學士二人、爲政朝臣次亮、光政朝臣次大夫、輔照

大夫建次御歩、傳内大臣被、候御裾關白扶持大進少進等候、御後、到清涼殿、給云々、於弘廂御拜舞云々、御拜右度、また坊城俊克朝臣の記に、天皇出御云々、著御御帳中御倚子云々、東宮自黑戸廊東簀子令參立、孫庇南第四間給、關白御扶持次御拜舞了、經本路御退出、准初、次天皇入御、愛長朝臣候御裾、今度殿下予光愛等參進、襲御帷、予北南云々、また山科言成卿の記に、東宮黃丹縫腋、御下重、御柏、御單、御表袴、御大口云々とあり、寸なはち皇太子の御後に候する人は、關白、簀子に列居の人は、傳大夫、權大夫、北庇の簀子に並列の人は、學士、亮、大進、少進等なり、又御座の敷

設は、出納職寅の記に、晝御座御疊二帖御褥等撤之、御帳臺内御几帳基三中鋪表筵劔璽案脚二等撤之、御帳臺北東南御帷卷上之、同良巽御帷ハ紐ニテ如圖結垂之也、同坤西乾ノ御帷ハ垂置之、御帳中劔璽案ノ跡へ獅子狛上置之、殿如南中鋪撤之跡へ二色綾毯代敷之、東西行、四角上鎮子置之二色綾毯代ノ上へ臺盤所御倚子昇立之云々、母屋三尺ノ御几帳ハ如常斜立之、御燈樓綱四筋反之、御帳之間一筋除之御壁代大床子間邊ヨリ北へ五寸計斜ニ高卷上之、御簾同卷之云々とあり、此記に獅子狛如南殿とあるは、平常御帷の外に置るる故なり、孫廂に立てたる衝立を昆明池障子と

いふ、表は漢の昆明池の圖、裏は嵯峨野の小鷹狩を繪がけり、其北の簀子の障子を荒海障子といふ、南面は手長足長人の魚を捕ふる圖、北面は宇治川の網代の圖なり、其西の唐戸は弘徽殿上御局の北面なり、中殿の圖解は猶禮服御覽圖と参照を要す

踐祚吉書奏圖

弘化三年二月十三日

此所は小御所の東面なり、是時清凉殿代に擬せらる、圖は勸修寺顯彰朝臣の記に、次關白著殿上給、召藏人頭、頭以下禁色、殿上人雜袍事被仰、藏人頭出陣仰上卿云々、次吉書御覽、御裝束設改、此度總中殿具御裝束也之後言上、次出御之由、先俊克朝臣資宗等、著殿上座

端、次出御子、晝御座、關白御次資宗奏吉書、官方挾御
 覽了返給、資宗結申、如常次俊克朝臣奏吉書、藏人方同
 上云々、とあるに據る、御服の色目は、山科言成卿の
 記に、踐祚御服類令調進、御引直衣、御打衣、御單、御檜
 扇、御冠御纓、陽明御流御紋、於御云々とあり、御劔を
 御右の方に置き、御柄を御後の方となすは、東面御
 座の例、また御簾の總の端は平常黒色なれども、是
 日は中殿の御裝束なるが故に紫なり、御前に候せ
 るは御扶持鷹司政通公、吉書を奏する人は藏人頭
 坊城俊克朝臣なり、圖の如く裾のたけ短くして袍
たるは職事なるに由る、

平座圖 弘化四年正月一日

此所は宜陽殿の公卿座なり、此座は宣仁門の南に
 續き軒廊の東北に在り、今年諒闇中を以て元日節
 會を停め平座の儀を行なはる、此圖は平座次第に、
 上卿以下移著宜陽殿座、奧端相分云々、少納言辨入
 日華門著座、少納言諸卿以下饗豫儲之、次一獻、少納
言勸盃、内云々、とあるに據る、軾に就て盃を勸むる
 人は、桑原少納言爲政朝臣、端の座に在てこれを受
 る人は、花山院右大將家厚卿、其次座は醍醐大納言
 輝弘卿、烏丸左大辨宰相光政卿、奥の座は久我中納
 言建通卿、持明院右兵衛督基延卿、土廂の座に在る

一人は裏松右中辨恭光朝臣なり、饗は凶の色目を用ふ、左は飯、柿、搗栗の三種、中央は柑、子、右は餅、穂俵、栢の三種なり、臺盤の黒色、厚帖の端の鈍色なるも諒闇中に依てなり、胡瓶を取れる内豎の吉服なるは、本法にあらざれども、是元文以來の流例にて、地下の輩はこれを宥許せらる、因て此圖は當時の真相を寫せり、參議以上と辨以下と、其座の敷設に於てかくの如く高下あるは、則公卿三位以上と殿上人四位以下の別あるが故なり、

石清水臨時祭賜宣命圖

弘化四年四月廿五日

此所は殿上なり、殿上は清涼殿母屋の南の壁を隔て其外面にあり、西方の門扉は神仙門、また此北の

圓柱と東の角柱の間に横木を入たるを棹の間と曰ふ、東方の第一柱は、無名門に並へる右青瑣門の北の柱なり、第二第三柱の前に赤端所謂紫の帖を敷たる板敷は、すなはち小板敷なり、一の間の奥の壁に副て御倚子と文杖を立たるは、殿上の常儀なり、是時の勅使野宮宰相中將定祥卿の記に、藏人藤原助胤告召由、即入無名門到小板敷、經軒下揖脫沓、懸左膝昇刷裾候、北面不揖大臣被氣色、受之昇長押上、大臣座一揖候、大臣賜宣命、以下方即置笏、右聊膝行以左右手取之、副身以上持退於初所、取副笏一揖、乍跪降長押、於小板敷上左廻、降著沓云々とあり、

宣命を授くる大臣は近衛内大臣忠熙公、西の方に
著座の人々は、公事に参仕の公卿なり、宣命の紙色
伊勢は纒、賀

茂松尾社は紅梅、他
は黄を用ひらる、

禮服御覽圖

弘化四年九月五日

此所は清凉殿の東面なる弘廂孫廂にして、弘廂は
板九枚を以て作る、其平敷の御座は則書御座にて、
弘廂の南より第四間に在り、其南の一間と二間は
石灰壇にして、東南の隅に圓形を圖したるは塵壺
なり、石灰壇は地下に准して御拜の御座を設けら
る、所なり、孫廂の南の端にある小階は、これを鳴
板と曰ふ、釘を打付ずして踏むに音あらしむ、故に

然か名づけたり、其上に見ゆる小蔀は、禁掖祕抄に、
殿上の上の戸のそばに小蔀あり、主上此所より殿
上を御覽ぜらるとあるもの是なり、年中行事の障
子は此上の戸の前にあり、また弘廂に格子の見え
ざるは、内の方にあぐる造り方なればなり、御座の
間を除くのほろ、間毎に掛たる鉤と緒は燈樓の綱
なり、此圖は禮服御覽次第に、先五位藏人向内藏寮
代取出御禮服辛櫃二合御冠筥二合等云々、内藏寮
以下一員相從參内裏入建春門、經便路昇立御冠筥
辛櫃等殿上小板敷前、到門内御冠筥内藏
助等著衣冠持之刻限公卿
著殿上座、次出御晝御座、關白著孫廂圓座、南第三間
北柱下

次依天氣奉行職事出殿上召公卿次公卿經上戶著
孫廂圓座西北上次依天氣五位藏人持參御冠宮一合
於小板敷置石灰壇南第二間又一合並置其西次五
位藏人二人昇辛櫃一合居御冠宮之北南北又一合
居其西次藏人頭參進跪御冠宮南邊開封及蓋五位
藏人候仰蓋居御冠又一合同前以上隨藏人頭取出
五位藏人持參御前並置長押上次藏人頭讀申目錄
次撰出今度可被用之御禮服納辛櫃一合云々とあ
るに據る内藏寮代は學習院を以てこれに擬せら
院は建春門外陽明是日上は御直衣を著御寸關
門代の東方に在り白鷹司政通公は、直衣無文の白單無文の奴袴を著

す、公今年五十九故に宿徳の色目を用ひらる、著座
の公卿廣橋大納言光成卿、久世大納言通理卿、柳原
中納言隆光卿、徳大寺中納言公純卿、石井宰相行弘
卿、及ひ藏人頭甘露寺愛長朝臣等は皆尋常の束帶
なり。

即位圖

弘化四年九月廿三日

御即位式の本文に、前一日裝飾於紫宸殿敷高御座
以錦高御座南并東西敷以兩面不至東西壁各二云
云、織文の面は張班幔於高御座後、左右各二箇間除戸
賢聖障子云々、設褰帳命婦座於高御座東西六尺、與
不立之端御座南設威儀命婦座於褰帳命婦座後三尺、更北折

三尺設執翳者座於母屋東西第一間南壁下、立床子各三脚
○是日は母屋と東廂の置侍從
○親王代擬位○擬於南廂東西第二間、置少納言位○擬於東西第一間南榮、
間南北行に假壁を設く南面九間上引互獸形帽額○擬入自殿額下并兩端帖云々、ま
○擬た御即位次第に、宸儀著御高御座云々、褰帳二人起
○擬座、昇高御座東西階、進立南面欄内、褰帳畢復座、次執
○擬翳經本路復座云々、また山科言成卿の記に、長翳二
○擬中翳二小翳二左右合六人入當間、次第奉蔽、行事辨
○擬還來扶持褰帳女王、左女王伯少將娘歳十云々、互起
右大典侍局各五衣裳唐衣、互起草整昇高御座褰帳
字八宸儀初顯云々とあり、此圖の
親王代、東は持明院基延卿、西は東坊城聰長卿、東の

擬侍從は、中園公利朝臣、西は藤井行道朝臣、東の少
納言は清岡長熙朝臣、西は石井行光朝臣なり、是日
宸儀は、玉冠、御大袖、赤色の綾、日月七星山龍華蟲火宗
なり、御小袖、色同無繡御裳、色同藻粉米は梅、繡は斧、繡は
形也御綬、玉佩等を著御寸、親王代擬侍從は、三山冠、
麴塵大袖、少納言は、紫大袖等を用ひ、皆牙笏を把て
烏皮寫を著せり、圖の額と帽額とは今一段
下にあるべききを寫誤れり

節會外辨參進圖

嘉永元年正月一日

此所は承明門外なり、此門は建禮門の内に在て南
に面す、東の回廊にある扉は、長樂門、其東方の兀子
は外辨の座なり、此圖は外辨の一人なる萬里小路

正房卿の記に、少納言一揖起床子、經幔内參進著版、
内辨宣、大夫達召オ、此間新源大納言起座、雁列于承
明門壇下、西面上三位中將不著外辨、自此列加、次少納
言向貫首人一揖、次第入承明門東間、傍東參列標下、
云々とあるに據る、原注の西上西面は、西を上首と
門の東方に立明タテアカシを執れるは主殿寮の下司、兵具を
帶て胡床に居るものは、左右衛門府の人なり。

大嘗會國郡卜定圖

嘉永元年四月廿四日

此所は東軒廊の北面なり、左仗座と相對寸、國郡卜
定次第に、次掃部寮敷座於軒廊、西上北面、主殿寮、次
上卿令官人召外記、仰神祇官可著座之由、次神祇官

著座、次上卿召中臣、賜管仰可卜申之由、中臣取管退
授ウラ卜部、次卜部卜畢、書卜合書畢授中臣云々、また吉
田家日記の略に、管領勾當從三位神祇權大副兼侍
從良芳卿、束帶帶劔云々、宮主神祇少副卜部良祥朝
臣、卜部神祇權少副連胤朝臣、同神祇權大祐長生、各
束帶己上位袍云々、次外記進來從日華門砌上、斜向
管領一揖、于時管領一揖云々、次進自日華門著軒廊
第一座、次中臣勢州河邊大宮司正五位下次宮主良
祥朝臣、次悠紀卜部連胤朝臣、次主基卜部長生等著
座云々、次神祇官公文自日華門持參硯、置管領右之
方云々、次公文手文管持參、悠紀卜部連胤朝臣、次主

基ト部長生等前左之方ニ置云々、次上卿被_レ目_ニ管領、
中臣ノ名ハ何ニ候哉、于_レ時管領平伏シテ、長_{ナカ}量ノ五
位ニ候フト被_レ仰上、次上卿被_レ目、是儀也被_レ召中臣長量起
座、參進上卿前、次上卿ト串入之葛_ニ管_ト通_ト入_ト四ヲ渡給、
仰_ト可_トト申之由、中臣葛_ニ管_ト持_レ參于_レ管領座前云々、次管
領兩ト部等ニ氣色云々とあり、すなはち西方第一
座の人は勾當吉田良芳卿、其前に置たるは硯_ニ管_ト申
書ト合をト申を納めたる葛_ニ管_トなり、第二座は宮
主、第三座は悠紀ト部、第四座は中臣、第五座は主基
ト部なり、兩ト部の座の右方にあるは火爐、次の柳
宮に載たるは龜甲、次は水器吉田齋場所の明星水

也料次は手文宮なり、此圖は二枚ある龜甲の一を取
り、波々賀_{庭櫻}の火を以て之を灼く所なり、上卿は鷹
司内大臣輔熙公にして、此軒廊に向へる陣の座に
於て儀を行はる、ト合の國郡、悠紀は近江國甲賀郡、
主基は丹波國桑田郡なり、

大嘗會悠紀殿渡御圖

嘉永元年十一月廿一日

此所は南庭なり、四方に柴垣を回らし、内に悠紀嘗
殿主基嘗殿を建つ、悠紀は東方にありて主基と相
並ぶ、此圖は回立殿より出御なりて、大嘗宮後面の
北門に向はせ給ふ所なり、次第の本文に、次渡_ニ御悠
紀嘗殿、其道大藏省鋪_ニ二幅布單、宮内輔二人左右膝

行、以葉薦隨御歩敷布單上、掃部頭隨御後卷之人踏不
 云々、また橋本實久卿の記に、先中臣祭主三位忠教忌
 部代晴雄朝臣、次御巫猿女、次右大臣忠、次主殿官人
 二人執燭、次劔璽將實嗣朝臣、候左右、宸儀御歩車持
 源常徳執御蓋、子部宿禰代藤原助胤、笠取直代大江俊堅張蓋綱、關白扈從兩役各經
 大嘗宮北門并悠紀殿西、自南面入御云々とあり、宸
 儀は御齋服、御幘頭、御正笏、御徒跣なり、御幘絹を以て、
 位の説に、御巾子とを結はせ給ふなり、伯爵と山科正二
 くれども、安政五年より此圖は御安政以前の制に御幘を掛
 御裾に候せるは、關白鷹司政通公、菅蓋を執り綱を
 張る車持朝臣、子部宿禰、笠取直は、當時其氏尸の人

なければ、六位藏人を以てこれに代へ、御巫猿女も

亦他氏の女を以てこれに充らる、菅蓋は主殿寮氏菅蓋は主殿寮より

調進せり、蓋の徑六尺、柄長さ七尺、其蓋柄の横木に
 張貫彩色の鸞形を作り、鸞喙より白色の緒二條を

垂れ蓋頭を釣る、蓋裏の正中より、この中臣氏が著せ

る縫腋の小忌は他に例なき服なり、此外忌部代車

持朝臣子部宿禰笠取直が著せる小忌は、いづれも

私小忌といへる小忌なり、また御巫猿女、主殿官人、

前行大臣、劔璽將等の著せる小忌は、これを諸司小

忌といふ、諸司小忌は縫殿寮の調進にして、當日こ

れを頒ち給へり、悠紀主基行事及近江丹波の國司

は私小忌にして、紋は悠紀四方龍膽に尾長鳥、主基方

と云ふ、他の私小忌は其紋種々なれども、いづれも白張に青摺のものなり。

辰日節會奏壽詞圖

嘉永元年十一月廿二日

此所は紫宸殿の階前なり。大嘗會式の本文に、辰日卯刻神祇官中臣等、鎮祭大嘗宮殿、即令兩國人夫壞却大嘗宮云々とあり。是日以下の節會天明文政の近例を以て、紫宸殿を大極殿に擬せられ、建禮門を應天門代に、承明門を會昌門代に、日華門を昭訓門代等に用ひらる。式に近江丹波を指す。また次第の本文に、式部省尋常版南去一許丈置壽詞版云々、出御悠紀帳、近仗稱警、内辨於東登廊代邊行事、次開門、近衛開會昌門代、開應天門代、群卿著標下。異位重行、小忌不列。諸仗

立、次神祇官中臣捧賢木就版位、跪奏壽詞、群臣共跪、奏訖中臣退云々、また橋本實久卿の記に、神祇官祭主三位忠教就版位奏壽詞、奏了再拜拍手退出とあり。中臣等の冠に挿たる梅の作枝を心葉といひ、左右に垂たる緒を日蔭カシ、其巾子に纏ひたる蘿草ヒカサを日蔭のかづらと云ふ。こゝに立明を取たるは主殿寮の下司、階前に立てるは左右の中少將、其後ろに細纓の冠、褐衣を著し、壺胡籙を帶て、列居する者は、次將の隨身なり。

豊明節會久米舞圖

嘉永元年十一月廿四日

此圖は紫宸殿の南榮より前庭を望みたる所なり。

久米舞の衣體等は、樂人辻近陳の記に、冠抹額、卷纓、綏袍、半臂、下襲、單、表袴、赤大口、帶劔笏、靴沓云々、會昌門代東間ヨリ伴佐伯進、其後舞人歌人以下進、舞臺之東ヲ回リ、舞臺北ニ西上北面ニ假立、歌人以下舞人之南ニ西上北面ニ列立、舞版東西へ一二進、其南ニ三四進云々、また安倍家記に、歌人、冠卷纓、小忌、半臂、下襲、表袴、赤大口、銀造劔、紺地平緒、靴沓、挿笏とあり、階前の左右にたてるは、次將、東方に北面してたてるは伴氏、西方は佐伯氏なり、二氏のこゝにあるは、舞人等を率ゐて之を奏せしむるが故なり、伴氏小野重賢の記を閱するに、此舞久しく中絶、文政元年の大祀に、伴佐伯二氏の申請に依て再興せられたり。

蓋久米舞の古譜は、もと尾張國一宮の社家に傳來せしものといふ。

女御入内行列圖

嘉永元年十二月十五日

此所は建禮門外なり、俗に南門前と曰ふ、門扉を開きて簾を懸たるは、内々御覽の爲なり、扈從公卿の一人なる柳原隆光卿の記に、次葦檳榔毛於寢殿北階云々、○九條家寢殿次引出御車、於中門外懸雨皮云々、主上從建禮門有御覽、設御座之事殿下被候御前給歟、予通行之時、ホカミ御物語之聲所聽也云々とあり、原注祭は賀茂此列の先にたてる殿上人は、山本左中將實城朝臣なり、御覽所あるが故に、其隨身左方より傘を執る、普通は白丁右方次に位袍を著して二行

に進む者は皆諸大夫なり、傘を雜色に執せ唐庇の
檳榔毛は則女御の御車にして、車前の左右に列な
る者は、御車童子、舍人、車副、車後に從へる者は、掛杖
持、棧持、榻持、掛竿持なり、是日の雪天また松明の少
なきは、當日の記録に據て其眞景を寫せり、女御車、御事、
野宮定祥卿の記に、檳榔唐庇代出衣云々、橋本實久
卿の記に、青糸毛云々とあれども、糸毛の形状今詳
ならず、依て檳榔毛に作る、正式

新嘗祭行幸出御圖

嘉永二年十一月廿一日

其一

此所は紫宸殿なり、圖は右次將橋本實麗朝臣の記
に、十一月廿一日卯乙新嘗祭也、予參仕之間申刻沐浴

著束帶

地位袍以下如例、蒔繪、紺、

云々、參内自女官階

昇殿

爲不行幸日之

此次令隨身申出諸司小忌云々、西

終刻有出御之催、仍各著小忌日蔭縵懸冠、予同之、懸

綾帶

弓箭云々、小忌上卿野宮中納言

定祥左宰相中將

基貞左中將

恭光朝臣

小忌右少辨長順

南云々、次中務官人、令史生撤尋常版位、次輦御輿於

南階、左宰相中將離列副御輿、御輿昇居於簀子、御輿

長等降之後、相公羽林經階下從階西邊昇殿、脱此後

次將各進昇直居、階ヲマ實城朝臣予四級許、實建公

前朝臣等六級許、次主殿頭輔世宿禰參進、階傍東撤

御座吧、次相公羽林置弓、額間西邊入自額間、東柱從

母屋_ニ膝行、至_ニ御劔内侍下_ニ取_ニ御劔、左廻經_ニ本路_ニ安_ニ御輿
中_ニ柄南、刃外、頗、御前方云々、次乘御不_レ稱、云々、更參進此_ニ度額間、取
 神璽_ニ安_ニ御輿_ニ中劍柄内但、進退如_ニ劔之時_ニ、了取_ニ弓降_ニ殿
經_ニ階下_ニ渡_ニ東、向_ニ北_ニ伏_ニ弓仰_ニ御輿_ニ長、其詞御輿長御輿長、ヨレ次御
 輿昇立隨次將降_ニ階、上卿以下前行云々とあるに據
る、上文の日蔭、相公羽林は宰相中將を指すふ、宸儀帛の御衣をめ
 させられ、神嘉殿に入御の後、御齋服を著御寸、御裾
 には關白の候すること例なれども、是日は不參の
 故を以て藏人頭坊城俊克朝臣これに代る、簀子の
 西にある人は職事、額の間に進めるものは左宰相
 中將東園基貞朝臣なり、御輿は御腰輿、雨儀の時は

葱華輦を用ひらる、簀子の筵道布單兩面は、行幸の
 時額の間より東折してこれを敷き、還幸の時は西
 折してこれを敷く、葱華輦の時は、乘御下御とも後
 面なるが故に、兩時とも東折なり、また著用の小忌
 は、新嘗祭次第備忘に、行事藏人令頒_ニ小忌於_ニ殿上侍
臣、以_ニ小舍_ニ官行事所令頒_ニ納言參議辨少納言以下料
人、賦_ニ之とあり、其殿上侍臣に頒てる小忌を出納_ニ小忌、或は
 別勅小忌といふ、紋は青摺の水蕨にて、關白職事議
 奏傳奏等の料なり、凡て小忌の右肩には赤紐あれ
 ども、別勅小忌はこれをつけず、此_ニ圖、御裾に候、せる
紐を誤なり、またト合の納言以下に頒てる小忌は、
しは

縫殿寮の調進にして、これを諸司小忌といふ、紋は青摺の梅柳なり、いづれも布の白張、身は二幅、袖は一幅ありて、長は二尺餘のものなり。

其二

此所は南階なり、階上に跪くものは中少將、階前の左右に列立せる武官は、近衛府の將監、將曹府生番長、近衛代なり、將監將曹は樂人の此官にては神樂を奏し、還幸の時は、御輿に副て千歳をうたひつ、つ月華門に至る、府生番長は琴持の役を兼ね、右近衛府の人の弓を右手に執たるは、御輿其左方にあるが故なり、階の東に西面してたてるは、上卿野宮中納言定祥卿、次は左中辨裏松恭光朝臣、次は侍從

綾小路俊賢朝臣なり、階の東端に御輿のオホヒ帊オホヒを持たるは、主殿頭壬生輔世宿禰、左右に立明をとるものは、主殿官人、卷纓の冠、黄衣白袴の者は御輿長、細纓の冠、襦袢を著けたるものは皆駕輿丁なり、主殿頭及ひ將監以下の小忌は、これを如形カタガタ小忌といふ、紋は梅柳、身は二幅にて袖なし。

神宮奏事始圖

嘉永三年正月十一日

此所は小御所の東廂なり、此圖は野宮定祥卿の記に、渡御小御所著御東庇御座云々、次上卿進御前圓座、讀奏事目錄云々とあるに據る、御劔の置き方は東面御座の時のは故實上卿は圓座を押遣て、これにつかざるを例と

寸、當時の神宮上卿は廣幡大納言基豐卿なり、其廂の第五間の北面に、高麗小紋端の疊を敷たるは、關白の料なれども、是日臨期參上なし、所謂目錄は、祭主の申請書にして、神領再興之事、祈年祭幣使再興之事、禰宜敘位の三個條なり。

御筭始圖

嘉永三年六月一日

此所は常御殿なり、圖は四辻宰相中將公績卿の記に、出御于常御殿上段、南面御冠御垂、御前關白候于御座邊、南面傳奏、實萬議奏、光成卿實久卿、須臾、長告召之由、豫居、御譜、并持、參進、拜龍顏、今度下段敷居際、拜玉體、持御譜面、檀紙三折、以

參進上段際、懸膝膝行置於御前、御譜掛紙之上披之、膝退、下執御氣色、唯一拜、畢經本路退于便所、執筆、更參進座于中段末、直足置扇懸爪彈之云々、また議奏東坊城聰長卿の記に、聰長奉仰召宰相中將、公績、白生參進御前獻秦箏譜、萬歲樂退更持參箏、於中段彈之、計、無御所作、手畢退下云々とあるに據る、公績卿の記に、御冠御垂纓とあるは、御金巾子にあらざる稱にて、俗にいふ御立纓のことなり。

懺法講圖

嘉永五年二月四日

此所は清涼殿の母屋、弘廂、孫庇、簀子なり、御帳臺の帷は四面とも高くこれを巻き、御帳内の御座以下

を撤し、獅子狛を濱床の内に置く、正面に釋迦文珠
普賢の像一幅を懸け、菊燈臺二基を置き、佛供案を
立て、其壇下に禮盤磬臺等を立て、導師の座とし、母
屋四面の柱に、幡と金銅の華鬘を懸く、出御の御座
は、夜御殿の御帖以下を撤し、御座を南面に設く、華
筥を持て參進する者は、散華殿上人、弘廂の南の柱
下に居る僧は導師以下、孫庇及ひ簀子にある人は、
伶倫の公卿、并に殿上人、階の南方にあるは地下の
樂人なり、橋本實久卿の記に、二月二日奉_{オホシ}爲_{タメ}仁孝天
皇七回聖忌、自_レ今日五今日於_レ清涼殿被_レ行_レ御懺法講
云々、次吹調子_人此_賦間_華殿_上次總禮樂、次伽佗、次樂_此調_間聲

明道僧正
身禮盤 云々、また其中日の條に、出_レ御于_レ簾中、僧俗
著_レ座、今日
有樂資宗朝臣參上張_レ御簾、僧俗
座平伏調聲明道僧
正、事了入御云々とあり、御簾を張_レとは、御前の垂簾
を三尺許捲て、左右の兩端を東西の柱に當て撥_レ出
寸を云ふ、此圖の敷設は、所衆村
井政禮の記を參酌す

蹴鞠御覽圖

嘉永六年九月廿三日

此所は御學問所の南砌にして、小御所の北砌と相
對寸、圖は蹴鞠三座中の其第一座なり、蹴鞠記に、御
學問所南庭四隅ニ松ヲ
植エ垣無シ云々、自巽角東去七八許尺
以南、北上西面敷_レ兩大臣座大紋一帖
高麗一席以南敷_レ公
卿座小紋五帖
高麗其後敷_レ殿上人座圓坐於_レ御學問所下段

御覽出籙中云々、また橋本實久卿の記に、鞠足人々右

大臣照忠内大臣照輔新大納言久雅野宮中納言祥定萬里小

路中納言房正新中納言弘宗卜二位維員勘解由長官暉光新

侍從三位典雅刑部卿光員綾小路三位賢俊三室戸新三位

光雄武者小路三位建實大宮三位季政通善、宗禮等朝臣、勳

光、延榮、泰顯、各烏帽子、水干、葛袴著之小御所南庭設

云々とあり、此人々は飛鳥井難波兩家の門弟なり、

四位以上は紫組掛緒、五位は紙捻ヒキマキを用ふ、大臣以下

の装束色目等は、則當日の蹴鞠記に據る、

新内裏遷幸圖 安政二年十一月廿三日

此所は建禮門外なり、門は南に面す、圖は遷幸新造

内裏次第に、御輿到建禮門、神祇官獻大麻、雅樂寮奏

音樂、黃牛二頭牽立門外東西、東西相向、左右近衛一番

之、人引童女二人執水火立東西、一人取線在西、行事辨

扶持之、東行事史云々、また神祇官奉大麻次第に、神祇官進

出立御輿前警折、奏御麻候之由、天許之後、令動御退

去、持大麻進御輿前、自御簾下奉大麻、主上令取大麻

給、神祇官一兩步退蹲踞主上一撫一吻返給云々と

あるに據る、御輿の前後に立てる武官は、御綱少將、

左右大將、左右中少將、上達部將、御後の胡床に著せ

るは、關白鷹司政通公、次に立てるは東豎子、また水

火童女の傍にある女官は其扶持なり、御後に翳を

執る殿部代は、主殿寮の史生、其東方は、主殿頭、掃部頭、西方は職事、侍臣、御藥陪從、所衆等なり、大麻を捧くる人は、神祇大副藤波教忠卿、檜垣ヒノケの西方、散供器の前に立てるは、陰陽頭兼右兵衛佐土御門晴雄朝臣、其東西に列立せるは、左右京職、左右衛門督、左右馬寮、中務省等なり、此鳳輦に副轅ソウエンなきは、これを撤せし後の圖なればなり、御輦は北面西面にむけて奉安せざる事、舊來の制規なれども、當時の便宜法に由り、寛政度の近例に准らへて、圖の如く北面を用ひらる、所謂散供器の瓶子は、一に酒、一に蜜を入れ、窪ツボ坏ツキは一に酒蜜、一に水を入れる、高坏には、玄米、麥、

粟、黑豆、白胡麻の五種を盛り、折櫃五合には各其一種を納めたり、御燈は天火を用ひ、水は内裏吉方の井水を用ふ、水火童子のとれる水火は、則此水火より移す、其童子の著せる汗カ衫サミの青色なるも吉方の色目なり、又石階の上にアユミを設けたるは、御輿丁等の便宜の爲なり、黄牛を引く馬寮官人の服は、褐衣狩胡籙の體なるべきを、

平装束に作りたるは誤なり、

改元吉書奏圖

萬延元年三月十八日

此所は清涼殿の西面にして、北端に見ゆるは御手水の間なり、大床子を設け、小障子を立て、御二階棚を立つ、次は朝餉の御座にて、東北に山水の御屏風

二帖を回らし、御二階厨子を立て、上層に御唾壺、中層に打亂筥を置き、厨子の西に、御冠筥御泔坏を置く。次の二間は臺盤所にて、東北の柱の下に御倚子を立て、南に長臺盤を立つ。次は鬼の間なり、また軒の三重長押、内上げの格子は、他の殿舎に異なる構造なり。此内部の御座以下は、諸公事敷設圖に據て、尋常の御装束を寫せり。是日官方の吉書を奏する。勸修寺左中辨顯彰朝臣の記に、予持吉書以兩手持之。胸起座、出下戸進鬼間簾下立置有之也。跪杖下、先懷中吉書、以兩手取杖如直。吉書取出挾之、進臺盤所。簾下候良久、内侍出來也。予取直杖上右。以左手褰簾。

以右手入杖不見簾中。内侍取參進、奏聞之事良久、御覽訖返給、内侍持出本所如初。以左手褰簾、以右手取文并杖不挾杖取。左上二持直杖文下。起座、返置杖于本所持。吉書云々、出陣著軾、進吉書于上卿。上卿披見、予仰仰詞令檢云々、次頭辨請奏、奏聞、訖出陣被下。上卿披見、頭辨仰仰詞起座退入。次上卿以官人召予云々、參軾上卿被下請奏、予取之披見作法。結申内藏。上卿被下仰仰詞依請。予稱唯云々あり、稱唯は音。例上卿被下仰仰詞爾。予稱唯云々あり、稱唯は音。オとあり、又官方の吉書と稱するものは、加賀國司解、申進上年料米之事、合解、右當年料進上如件謹書、とある。寮請、米拾斛、右臨時公用料、以諸國所進年料内、依例所作、如し、て、唯舊儀を存する吉書の、是日、位署も皆作名に、し、て、唯舊儀を存する吉書の、是日、

れを内侍に付けて奏するは、出御なきが故なり。出御ある時は晝御座に於て御覽せらる。

御笙始管絃圖

文久元年八月廿三日

此所は小御所の東廂なり。圖は橋本實麗卿の記に、

廂御座南面、御後立、五尺御座、屏風、東方、御座、左御火鉢云々、先出御云

云、召公卿已下、次琵琶兵部卿貞教親王直衣打笙右

大將建通、直衣蘇笛中山大納言忠能、直衣黃笙殘正

親町大納言實徳、直衣花田打笙音按察前大納言

有長、直衣黃公績、直衣蒲琵琶新中納言

實順、直衣紅胤、直衣紅琵琶予直衣紅

木白生單薄色打衣白生單薄色笛新宰相中將定功、直衣紅笙右衛

門督 <small>光愛、直衣</small> 笙 <small>殘</small> 大藏卿 <small>隨資、位袍紅打</small> 笙平三位 <small>行光、位袍</small>	位 <small>袍白</small> 笙 <small>殘</small> 大藏卿 <small>隨資、位袍紅打</small> 笙平三位 <small>行光、位袍</small>	生單 <small>白</small> 笙 <small>殘</small> 大藏卿 <small>隨資、位袍紅打</small> 笙平三位 <small>行光、位袍</small>	單 <small>白</small> 笙 <small>殘</small> 大藏卿 <small>隨資、位袍紅打</small> 笙平三位 <small>行光、位袍</small>	笙西四辻三位 <small>公格、位袍紅單</small> 琵琶大宮三位 <small>政季、位袍</small>	笙石野三位 <small>基安、位袍紅單</small> 笛池尻新三位 <small>胤房</small> 琵琶新三位	中將 <small>公望、直衣紅打</small> 等著座、次笛 <small>殘</small> 長順、笙 <small>公述</small> 同	上實美、笙公董、笛 <small>音</small> 公愛、笙公靜、同上公賀、笙實梁等	朝臣、笛基正、笙公業、笛實修等、著簀子圓座 <small>各束云々</small>	とあるに據る、東面の絶席は兵部卿宮 <small>伏</small> それに對	へるは關白の座なれども、是日は臨期出仕なし。
---	---	---	--	---	---	--	---	---	---	------------------------

賀茂行幸圖

文久三年三月十一日

此所は鴨御祖社樓門外の大路なり、樓門は鳥居の

北に在て南に面す、其西方の前列に、卷纓綾位袍を著し、弓を持ち平胡籛を負て、裾を雛頭に執たるは、近衛大納言兼左大將忠房卿なり、左番長一人、近衛五人を具したるは、納言の大將なるが故なり、それと相並びて東方にある位袍垂纓の人は、徳大寺内大臣兼右大將公純公なり、右府生、右番長、各一人、近衛六人を具して、弓箭を近衛に持せ、綾を其箭に懸たるは、大臣にして大將を兼たるに由る、鳳輦の左右に従へる者は、中少將、御輦の後より進む者は東豎子なり、圖に横目を略せしは誤なり山科言成卿の記に、御鳳輦覆雨皮已不供廻、依叡慮云々、また橋本實麗卿の記

に、三月十一日雨降未下刻雨止、今日賀茂下上社行幸也、攘夷御祈請云々、午刻許著御于下御社於樓門外、召替於腰輿云々とあり、圖に覆雨皮の綱を略せしは、其掛けやうの詳な故なり。

祇園臨時祭使發遣圖

慶應元年六月廿二日

此所は内裏の東面建春門外より東行北折、また東行して陽明門代に出つる置路なり、置路の南北に礎石あるは其門代なり、置路礎石とも今は其跡なし山科言成卿の記に、祇園臨時祭今度御再興勅使子息左少將言繩朝臣參仕云々、使於弓場納宣命於生絹袋云々、懸首懷中云々、舞人進行之後、使出建春門、步行置路、出陽明

門代乗馬云々とあり、舊例祇園臨時祭の使は、五位の殿上人なれども此度の再興には四位の少將を用ひられ、特に御衣を賜ひ禁色を聽さる、置路の上をゆく人は勅使、其東に沿て先に進める二人は琴持、次は人長、次の四人は陪從なり、西の前に立つ二人は馬副、次の二人は隨身、次は小舎人童、次は雑色なり、馬を牽ものは櫛隨身、其後ろの一人は御厩舎人、鞍覆を左肩に懸たるは居飼なり。

内侍所臨時御神樂圖

慶應二年三月十八日

此所は賢所の西面こゝに見ゆる庇は其西北隅にして幄は東に面す、左右の座に就たるは、拍子附歌

奉仕の堂上、其末にためりたるは、近衛の召人、樂人 柳の枝を執て早韓神を奏する者は寸なはち人長なり、柳に懸たる輪は鏡の形代といふ、此圖は樂人安倍季資の記に、三月十七日自此日内侍所三今夜臨時御神樂也云々、十八日今日中夜也、戌刻出御云々、本拍子前左衛門督、末拍子基佑朝臣、附歌按察前大納言、源中納言云々、笛景順、筆築季員、和琴御所作云云、人長忠功、韓神了入御云々とあるに據る、出御中は主殿の官人庭火を焚き、然らざる時は衛士これを役すと云ふ。

合計三十五圖

門外合符三十二式圖考
繪様筆者

正二位子爵北小路隨光

正四位子爵入江爲守

香川陽太郎

繪様解説

松浦辰男

内侍所

...

...

...

849

 1

繪本家名

正二位子爵北小路隆光

正四位子爵大江篤守

香川路太郎

繪本家名

香川路太郎

